

山梨大学
の教員の免許状授与の所要資格
を得させるための課程認定申請書

梨大教務発第18号

令和5年3月20日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

国立大学法人山梨大学

学長 島田 眞路

この度、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、認定の上は、確実に申請に係る計画を履行します。